### 昭和六十年郵政省令第二十八号 工事担任者規則

目め次る を実施するため、工事担任者規則を次のように定 附則第十四条第二項の規定に基づき、並びに同法 |条第一項、第六十三条、第六十七条第三項及び 《二項、第五十六条第二項、第五十八条、第六十) 第五十三条第一項、第五十四条、第五十五条電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六 者

工事担任者試験(第五条—第二十三総則(第一条—第四条)

第二章 第一章

第四章 工事担任者の認定(第三十五条・第三 工事担任者の養成課程(第二十四条 第三十四条) 十六条)

第六章 指定試験機関(第四十二条—第五十五 条―第四十一条の二) 第五章

工事担任者資格者証の交付(第三十七

第七章 雑則 (第五十六条・第五十七条)

#### 章 総則

か、工事担任者に関する事項を定めることを目第一条 この規則は、別に定めるものを除くほ 第信

第二条 この規則において使用する用語は、電気 用語の例による。 通信事業法(以下「法」という。)で使用する

第三条 法第七十一条第一項ただし書の総務省令 で定める場合は、次のとおりとする。 (工事担任者を要しない工事)

う。) に端末設備又は自営電気通信設備(以規定する専用の役務に係る電気通信設備をい六十年郵政省令第二十五号)第二条第二項に六十年郵政省令第二十五号)第二条第二項に対明(電気通信事業法施行規則(昭和 大臣が別に告示するものに限る。)を接続す 下「端末設備等」という。)を接続するとき。 船舶又は航空機に設置する端末設備(総務 通信

備、同項第五号に規定する端末機器又は同項則第三十二条第一項第四号に規定する端末設 第七号に規定する端末設備を総務大臣が別に 告示する方式により接続するとき 適合表示端末機器、電気通信事業法施行規

(資格者証の種類及び工事の範囲)

第四条 法第七十二条第一項の工事担任者資格者 事担任者が行い、又は監督することができる端 証(以下「資格者証」という。)の種類及び工 掲げるとおりとする。 末設備等の接続に係る工事の範囲は、 次の表に

格工事の範囲

通及び総合デジタル通信用設備に端末設備等 じ。) に端末設備等を接続するための工事 力とする電気通信回線設備をいう。以下同 アナログ伝送路設備(アナログ信号を入出 を接続するための工事

|アナログ伝送路設備に端末設備を接続する |ための工事(端末設備に収容される電気通 信回線の数が一のものに限る。)及び総合

信 通ただし、総合デジタル通信用設備に端末設 デ|力とする電気通信回線設備をいう。以下同 |ための工事(総合デジタル通信回線の数が||デジタル通信用設備に端末設備を接続する |じ。) に端末設備等を接続するための工事。 備等を接続するための工事を除く。 デジタル伝送路設備(デジタル信号を入出 基本インタフェースで一のものに限る。)

信 夕|号の入出力速度が毎秒一ギガビット以下で 通あつて、主としてインターネットに接続す デるための工事(接続点におけるデジタル信 を接続するための工事を除く。 るための回線に係るものに限る。)。ただ デジタル伝送路設備に端末設備等を接続す し、総合デジタル通信用設備に端末設備等

第二章 備に端末設備等を接続するための工事 工事担任者試験

合 アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設

(試験の方法)

第五条 特に必要と認める場合は、他の方法によること 使用する方法により行う。ただし、総務大臣が は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を ができる。 工事担任者試験(以下「試験」という。)

は、総務大臣又は指定試験機関は、当該不正行第六条 試験に関して不正の行為があつたとき 為に関係のある者について、その受験を停止 し、又はその試験を無効にすることができる。

(試験科目)

第七条 試験は、次の各号に掲げる資格者証の種 類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目 について行う。

1 電気通信技術の基礎第一級アナログ通信

回路)の基礎 電気工学(電気回路、 電子回路、

電気通信の基礎

端末設備の接続のための技術及び理論

端末設備の技術

総合デジタル通信の技術

接続工事の技術及び施工管理

トラヒック理論

(5) 情報セキュリティの技術

端末設備の接続に関する法規 法及びこれに基づく命令

(2) 九十六号)及びこれに基づく命令 有線電気通信法(昭和二十八年法律第

(3) 律(平成十一年法律第百二十八号) 不正アクセス行為の禁止等に関する法

(4)基づく命令 (平成十二年法律第百二号) 及びこれに 電子署名及び認証業務に関する法律

第二級アナログ通信 電気通信技術の基礎

(1) 電気工学(電気回路、 電子回路、

回路)の初歩

端末設備の技術

端末設備の接続のための技術及び理論

電気通信の初歩

総合デジタル通信の技術

接続工事の技術

情報セキュリティの技術

端末設備の接続に関する法規

法及びこれに基づく命令の大要

の大要 有線電気通信法及びこれに基づく命令

不正アクセス行為の禁止等に関する法

律の大要

三 第一級デジタル通信 電気通信技術の基礎

回路)の基礎 電気工学(電気回路、 電子回路、 論理

電気通信の基礎

端末設備の接続のための技術及び理論 端末設備の技術

(2) ネットワークの技術

(3) 接続工事の技術及び施工管理

端末設備の接続に関する法規 情報セキュリティの技術

法及びこれに基づく命令

(2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令

不正アクセス行為の禁止等に関する

びこれに基づく命令 電子署名及び認証業務に関する法律及

第二級デジタル通信 電気通信技術の基礎

回路)の初歩 電気工学(電気回路、 電子回路、 論理

電気通信の初歩

端末設備の接続のための技術及び理論

(2) (1) 端末設備の技術

ネットワークの技術

(3) 接続工事の技術

情報セキュリティの技術

ハ 端末設備の接続に関する法規 法及びこれに基づく命令の大要

(2)有線電気通信法及びこれに基づく命令

の大要

(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法 律の大要

総合通信 電気通信技術の基礎

回路)の基礎 電気工学(電気回路、 電子回路、

電気通信の基礎

ロ 端末設備の接続のための技術及び理論

### 端末設備の技術

- (6) (5) (4) (3) (2) (1) 接続工事の技術及び施工管理 総合デジタル通信の技術
  - トラヒック理論
- ネットワークの技術 情報セキュリティの技術
- 端末設備の接続に関する法規 法及びこれに基づく命令
- (3) (2) 有線電気通信法及びこれに基づく命令 不正アクセス行為の禁止等に関する
- (4) 電子署名及び認証業務に関する法律及 びこれに基づく命令

(科目合格者に対する試験の免除)

第九条 工事担任者が他の試験を受ける場合は、 第八条 試験において合格点を得た試験科目のあ 験を受ける場合は、申請により、別表第一号の (一定の資格等を有する者に対する試験の免除) 区別に従つて、試験科目の試験を免除する。 に行われる試験の実施日の属する月まで)に試 めから起算して三年を経過した後において最初 については、当該試験の行われた月の翌月の初 特別の事情を考慮して別に告示して指定する者 常事態により試験が行われなかつたことその他 起算して三年以内(総務大臣が天災その他の非 る者が当該試験の行われた月の翌月の初めから 2

2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けて 律第百号)第二十七条第一項の規定による技術 号)第四十一条の規定により無線従事者の免許 申請により、別表第二号の区別に従つて、 を受けている者又は建設業法(昭和二十四年法 いる者、電波法(昭和二十五年法律第百三十一 科目の試験を免除する。 、試験 3

場合は、申請により、別表第三号の区別に従つ 験にのみ合格した者を除く。)が試験を受ける 工管理をいう。以下同じ。)とするものに合格十三号)第三十四条に規定する電気通信工事施 した者(ただし、二級の第一次検定に必要な試 試験科目の試験を免除する。

第十条 端末設備等の接続に係る工事に関し、 務経歴を有する者が試験を受ける場合は、 (実務経歴を有する者に対する試験の免除) 申請

> により、別表第四号の区別に従つて、 試験科目

者に対する試験の免除 (認定学校等における認定に係る教育課程修了

第十一条 総務大臣の認定を受けた学校教育法 た者が試験を受ける場合は、申請により、試験 免除する。 のうち電気通信技術の基礎の試験科目の試験を する学校その他の教育施設(以下「学校等」と (昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定 .う。) において認定に係る教育課程を修了し

(試験の実施)

第十二条 試験は、 毎年少なくとも一回行うもの

(試験の公示)

|第十三条 総務大臣又は指定試験機関は、試験の 期日、場所、 項をあらかじめ公示する。 その他試験の実施に関し必要な事

(試験の申請)

第十四条 試験(指定試験機関が試験事務を行う 号の二に定める様式の修了証明書を添えなけれ規定による試験の免除を申請する者は別表第六 ばならない。 ものを除く。)を受けようとする者は、別表第 の規定による試験の免除を申請する者は別表第 なければならない。この場合において、第十条 五号に定める様式の申請書を総務大臣に提出し 六号に定める様式の経歴証明書を、第十一条の

ところにより、申請書及び写真を当該指定試験 機関に提出しなければならない。 けようとする者は、当該指定試験機関が定める 指定試験機関がその試験事務を行う試験を受 第一項後段の規定は、指定試験機関がその試

験事務を行う試験について準用する。

(試験を免除する場合の手数料)

年政令第七十五号)別表第二の総務省令で定め第十四条の二 電気通信事業法施行令(昭和六十 る額は、試験科目の全部について試験を免除す る場合にあつては五、六○○円とし、試験科目 合にあつては八、七〇〇円とする。 のうちの一部の科目について試験を免除する場 (試験の通知)

検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理

(建設業法施行令 (昭和三十一年政令第二百七

第十五条 総務大臣又は指定試験機関は、第十四 条の申請があつたときは、申請者に試験科目、 日時及び場所を通知する。

(試験結果の通知)

第十六条 総務大臣又は指定試験機関は、試験を 受けた者に、その試験の結果を工事担任者試験 結果通知書により通知する。

(学校等の認定)

第十七条 第十一条に規定する学校等の認定は、 総務大臣が別に告示する基準により行う。 (認定の申請)

第十八条 前条に規定する認定を受けようとする 申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添え 学校等の設置者は、別表第七号に定める様式の 学校等の名称及び所在地 総務大臣に提出しなければならない

設置者の名称又は氏名

学校等の長の氏名

兀 五. 学校等の設立の目的

3

学校等の設立及び部科設置の年月日

間数を含む。) 教育課程(科目ごとの単位数を換算した時 入学資格及び修業年限

t

九 学生又は生徒の定員(部科別)

び担当時間 あるか否かの別)の氏名、履歴、 教員(教授、准教授等の別及び専任教員で 担当科目及

参考事項

3 2 学校教育法第一条に規定する学校について については、第一項第九号に掲げる事項の記載 掲げる事項の記載を省略することができる。 は、前項第四号、第六号、第八号及び第九号に を省略することができる。 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校

号に掲げる事項の記載を省略することができ定する学校を除く。) については、第一項第四 国の設置する学校等(学校教育法第一条に規

4

5 るものとする。 とする学校等の学部及び学科の一ごとに作成す 第一項に規定する申請書は、認定を受けよう

(認定書の交付)

第十九条 総務大臣は、前条の申請があつた場合 る学校等が第十七条に規定する基準に適合する ものとして認定したときは、 において、申請の内容を審査し、当該申請に係 認定書を交付す

(変更の届出等)

第二十条 変更する年月日を総務大臣に届け出なければな 名を変更するときは、あらかじめその内容及び 第九号までに掲げる事項並びに認定に係る部科 等に関し第十八条第一項第一号及び第七号から 学校等の認定を受けた者は、当該学校 ただし、同条第二項又は第三項の規定

定により認定の取消しの申請をする場合につい ている事項を変更する場合及び次条第一項の規 ては、この限りでない。 により記載を省略することができることとなつ

の変更については、この限りでない。 を省略することができることとなつている事項 だし、同条第二項又は第四項の規定により記載 月日を総務大臣に届け出なければならない。た 第二号から第五号までに掲げる事項に変更があ つたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年 学校等の認定を受けた者は、第十八条第一項

ない。ただし、総務大臣が別に定める軽微な変 更については、この限りでない。 は、当該認定の取消しの申請をしなければなら 第六号に掲げる事項を変更しようとするとき 学校等の認定を受けた者は、第十八条第一項

ばならない。 は、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なけ 総務大臣が別に定める軽微な変更をしたとき 学校等の認定を受けた者は、前項ただし書

(認定の取消し等)

第二十一条 総務大臣は、認定を受けた学校等が 第十七条の規定による認定の基準に適合しなく きる。 は、将来に向つてその認定を取り消すことがで た者から当該認定の取消しの申請があつたとき なつたと認めるとき、又は学校等の認定を受け

2 遅滞なく、その取消しに係る認定書を総務大臣 に返納しなければならない。 前項の規定により認定を取り消された者は、

(廃校の届出等)

第二十二条 学校等の認定を受けた者は、当該学 に届け出なければならない。 らかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣 校等又は認定に係る部科を廃止するときは、あ

学校等又は部科に関する認定は、 に、その効力を失う。 前項の届出があつたときは、その廃止に係る 当該廃止の日

(認定学校等の公示)

第二十二条の二 総務大臣は、第十九条の規定に あつた場合はその旨、及びその他必要と認める は第二十二条第一項の規定により廃止の届出が 一項の規定により認定の取消しを行つた場合又 変更後の学校等及び部科の名称、第二十一条第 第一項の規定により変更の届出があつた場合は より認定した学校等及び部科の名称、第二十条

り公表するものとする。 事項をインターネットの利用その他の方法によ

第二十三条 総務大臣は、第十七条から前条まで 明を求めることができる。は、学校等の設置者に対し の規定の施行に関し必要があると認めるとき 学校等の設置者に対し、資料の提出又は説

するために必要があるときは、実地に調査する に規定する基準に適合しているかどうかを確認 ことができる。 前項の場合において、総務大臣は、第十七条

第三章 工事担任者の養成課程

(認定の単位

第二十四条 法第七十二条第二項において準用す 類の一ごとに行う。 る法第四十六条第三項第二号の養成課程(以下 「養成課程」という。)の認定は、資格者証の種

第二十五条養成課程の認定の基準は、 (認定の基準) に掲げるとおりとする。 次の各号

ことのできるものと認める者が実施するもの であること。 総務大臣がその養成課程を確実に実施する

ないものであること。 程の実施に係る業務が不公正になるおそれが 合には、その業務を行うことによつて養成課 の実施に係る業務以外の業務を行つている場 養成課程を実施しようとする者が養成課程

三 管理者 (養成課程の運営を直接管理する地 とのできるものと認めるものを置くものであ 臣がその養成課程の運営を厳正に管理するこ 位にある者をいう。以下同じ。)で、総務大 ること

ものであること。 その養成計画の実施に必要な設備を備える

間の二分の一の時間とし、養成を受ける者の授業である場合は別表第八号に掲げる授業時 能力にかんがみ、総務大臣が特に他の授業時 別に告示する実施要目に準拠するものである 業時間とする。)を設けるほか、総務大臣が 間によることが適当と認めた場合は、その授 が次号口に規定するメディアを利用して行う 授業科目及び授業時間(養成課程に係る授業 養成課程の一ごとに、別表第八号に掲げる

六 授業は次のいずれかに該当するものである

を同時に受けさせる方法により行う授業 該授業を行う教室等以外の場所で当該授業 通信回線を通じて送信すること等により当 により行う授業又は当該授業の内容を電気 いずれか若しくはこれらの併用による方法 (以下「面接等授業」という。) 講義、演習、実験、実習若しくは実技の

用して行う授業」という。) う授業であつて、面接等授業に相当する教 の他のイに掲げる方法以外の方法により行 育効果を有するもの(以下「メディアを利 多様なメディアを高度に利用する方法そ

が授業に従事するものであること。同じ。)として総務大臣が適当と認めるもの 応答等による指導に従事する者を含む。以下 授業においては、設問解答、添削指導、 い、別表第九号に掲げる資格を有する者(総養成課程の一ごと及び担当科目の別に従 歴等からみて講師(メディアを利用して行う するものと認めるものを含む。)で、その経 務大臣がこれと同等以上の教育上の能力を有 質疑

成人員四十人につき一人以上を置くものであ ること。ただし、総務大臣が養成課程の実施 に支障がないと認める場合は、この限りでな 前号に規定する講師は、当該養成課程の養

九 その養成課程の終了の際、総務大臣が別に 告示するところにより試験を実施して、当該 のであること。 支弁方法等に関する適切な実施計画によるも る授業科目別授業時間、施設費及び運営費の 試験に合格した者に限り、当該養成課程の修 了証明書を発行するものであること。 前各号に掲げるもののほか、講師の担当す

(認定の申請)

第二十六条 養成課程の認定を受けようとする者 該申請者が既に認定を受けた申請書に記載した らない。ただし、当該申請書の記載事項が、当 載した申請書を、総務大臣に提出しなければな を省略することができる(第一号に掲げる事項 の旨を記載することにより、同一の事項の記載 ものと同一である場合は、提出する申請書にそ は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記

名称及び住所

三 実施しようとする理由及び運営方針 実施しようとする養成課程の種別

> 兀 第六号において同じ。) 先、役職名及び申請者との契約関係を含む。 管理者の氏名、生年月日及び職業(勤務

設備の状況

実施計画に関する事項で次に掲げるもの て行う授業の場合にあつては、実施の期間 実施の期間及び場所(メディアを利用し

割を含む。)並びに実施要領(前条第五号 の実施要目に係るものに限る。) 授業科目及び授業科目別授業時間(時間

授業の場合にあつては、授業科目に限る。) 類及び資格者証の番号並びに担当する授業 科目別授業時間(メディアを利用して行う 講師の氏名、職業、経歴、資格者証の種 養成を受ける者の資格条件及び養成人員

修了試験の受験要件(メディアを利用し 試験問題の作成方針及び管理方法

て行う授業による養成課程の場合に限る。) 修了証明書の発行の条件

受講料の額 施設費及び運営費並びにその支弁方法 者に委託して行う場合は、当該者の氏名又 は名称及び委託して行わせる業務の範囲 養成課程の実施に係る業務の一部を他の

が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに- 実施する者、その代表者、管理者又は講師 消しの処分を受けた者若しくは当該処分を受第一項若しくは第二項の規定による認定の取金以上の刑に処せられたこと又は第三十四条 分を受けたこと、法に規定する罪を犯して罰おいて準用する法第四十七条の規定による処 けた養成課程の管理者であつたことの有無 基づく処分に違反して法第七十二条第二項に (それらがある場合には、その事由を含む。) 実施する者が行う業務 参考事項 4

(申請の手続の簡略)

成課程であつて、その養成課程の実施の場所が第二十六条の二 同一の者が実施する二以上の養 り、同時に申請を行う養成課程の種別ごとの数条の申請は、その申請を同時に行う場合に限を含む。)の管轄区域内であるものに関する前 ことができる。 を示した一の申請書を提出することにより行う . ずれも同一総合通信局(沖縄総合通信事務所

2 の場合にあつては前項の規定にかかわらず、 メディアを利用して行う授業による養成課程 同

> り、同時に申請を行う養成課程の種別ごとの数条の申請は、その申請を同時に行う場合に限 ことができる。 を示した一の申請書を提出することにより行う 一の者が実施する二以上の養成課程に関する前

(認定)

第二十七条 総務大臣は、第二十六条の申請があ 各号のいずれかに該当する者からの申請があつ に適合するときは、認定しなければならない。 請に係る養成課程が第二十五条に規定する基準 たときは、同項の認定をしないことができる。 つた場合において、その申請を審査し、当該申 受けることがなくなつた日から二年を経過し 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、次の せられ、その執行を終わり、又はその執行を ない者 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処

二 法若しくはこれに基づく命令の規定に違反 三 第三十二条第一項又は第二項の規定による を命ぜられ、その日から一年を経過しない者定による電気通信主任技術者資格者証の返納 証の返納を命ぜられ、又は法第四十七条の規法第四十七条の規定による工事担任者資格者 分の日から二年を経過しない者 を受けた養成課程の管理者であつて、その 認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分 して、法第七十二条第二項において準用する 処

講師とする者は当該申請に係る養成課程の管理者若しくは 前三号のいずれかに該当する者を代表者又

する。 ットの利用その他の方法により公表するものと きは、認定書を交付するとともに、インターネ 総務大臣は、第一項の規定により認定したと

五号に規定する他の授業時間の基準によるもの であるときは、その旨及び当該授業時間を記載 するものとする。 前項の認定書には、その認定が第二十五条第

(基準の維持)

第二十八条 養成課程の認定を受けている者 (以 (養成課程に係る事項の変更) るように維持しなければならない。 る養成課程を第二十五条に掲げる基準に適合す 下「認定施設者」という。)は、その認定に係

第二十九条 認定施設者は、その養成課程の次に ようとする事項及び変更の理由を記載した書類 掲げる事項を変更しようとするときは、変更し

を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けな ればならない。

- 実施の期間
- 講師(その担当別を含む。)
- よる養成課程の場合を除く。) 養成人員(メディアを利用して行う授業に 試験問題の作成方針及び管理方法

認定施設者は、第二十六条各号に掲げる事項 る者及び受託に係る業務の範囲 養成課程の実施に係る業務の一部を受託す

び変更の年月日を総務大臣に届け出なければな に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及 養成課程の場合にあつては養成人員を除く。) いもの及びメディアを利用して行う授業による (前項の規定により承認を受けなければならな

(報告)

第三十条 認定施設者は、その養成課程の終了の ければならない。 都度、速やかに、その旨を総務大臣に報告しな

うものとする。 前項の規定による報告は、その養成課程に関 次に掲げる事項を記載した書類を添えて行

- 養成課程の種別
- 授業科目別授業時間実施の期間及び場所
- 五.四 修了試験の問題及び正答(第十八条第二項 講師の氏名及び担当科目別授業時間

項の学校等である場合は除く。) の学校、同条第三項の専修学校及び同条第四

修了者の氏名、 生年月日、修了証明書の番

号及び各修了者の修了試験の成績

3 該養成課程を修了したときは、速やかに、次に の場合にあつては、前二項の規定にかかわらメディアを利用して行う授業による養成課程 掲げる事項を総務大臣に報告しなけれ ず、認定施設者は、 その養成課程の受講者が当 ばならな 3

- 授業科目別授業時間養成課程の種別
- 号、養成課程を修了した年月日及び修了試験 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番
- 4 の場合にあつては、 メディアを利用して行う授業による養成課程 前項の報告のほかに、 、認定

る事項が共通の養成課程については、当該事項 施設者は、養成課程の期間が終了した日の属す 2 が共通の養成課程ごとに当該事項を報告するこ 告しなければならない。ただし、第四号に掲げ 課程の一ごとに次に掲げる事項を総務大臣に報 る年度の終了後速やかに、当該年度中に終了し とができる。 た養成課程について、養成課程の種別及び養成

- 養成課程の種別
- 授業科目別授業時間
- 講師の氏名及び担当授業科目

修了試験の問題及び正答(出題しなかつた

修了者数

らず修了しなかつた者の人数 当該年度中に修了すべきであるにもかかわ

第三十一条 認定施設者は、その養成課程の終了 答案を保存しなければならない。 後二年間、当該養成課程の修了試験の問題及び

2 方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては 認識することができない方法をいう。以下同 録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用い ることができる。この場合においては、当該記 じ。)による記録に係る記録媒体により保存す て直ちに表示することができなければならな

(認定の取消し)

第三十二条 総務大臣は、認定をした養成課程が 第二十五条に掲げる基準に適合しないものとな つたときは、その認定を取り消す。

- 2 の旨を通知するとともに、インターネットの利しを行つたときは、認定施設者であつた者にそ ときは、その認定を取り消すことができる。 用その他の方法により公表する。 に至つたとき又は第二十九条の規定に違反した 各号(第三号を除く。)のいずれかに該当する 総務大臣は、前二項の規定により認定の取消 総務大臣は、認定施設者が第二十七条第二項
- く、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納・前項の規定による通知を受けた者は、遅滞な (廃止) しなければならない。 2

第三十三条 認定施設者は、その養成課程を廃止 月日を総務大臣に届け出なければならない するときは、あらかじめその旨及び廃止する年

第三十四条 (資料の提出等)

- 兀

五. ものを含む。)

七 参考事項

(書類の保存)

前項の問題及び答案は、電磁的方法(電子的

|第三十七条 資格者証の交付を受けようとする者 げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければは、別表第十号に定める様式の申請書に次に掲 ならない。

る。第四十条において同じ。) 一枚 請に係る資格及び氏名を記載したものとす ル、横二四ミリメートルのもので、裏面に申面、上三分身、無背景の縦三〇ミリメート 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、 正

三 養成課程 (交付を受けようとする資格者証 資格者証の交付の申請は、試験に合格した 者の場合に限る。) 修了に伴い資格者証の交付を受けようとする のものに限る。)の修了証明書(養成課程の

関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失 前項の届出があつたときは、その養成課程に 3

六条の規定により申請をした者又は認定施設者 施行に関し必要があると認めるときは、 資料の提出又は説明を求めることがで 総務大臣は、養成課程に係る規定の 第二十

2 するため必要があるときは、実地に調査するこ とができる。 前項の場合において、総務大臣は第二十五条 .規定する基準に適合しているかどうかを確認

第四章 工事担任者の認定

第三十五条 法第七十二条第二項において準用す 技能を有することを証明する書類を添えて、 接続に関し、工事担任者として必要な知識及び 務大臣に提出しなければならない。 を受けようとする者は、申請書に端末設備等の る法第四十六条第三項第三号の規定による認定 (結果の通知) (認定の申請) 総

第三十六条 総務大臣は、前条の申請があつた場 通知する。 合において、申請の内容を審査し、その結果を

(資格者証の交付の申請) 第五章 工事担任者資格者証の交付

氏名及び生年月日を証明する書類

(添付書類の省略)

交付を受けている者の申請については、この限ログ通信及び第一級デジタル通信の資格者証の ならない。ただし、次項に規定する第一級アナる認定を受けた日から三月以内に行わなければ 日、養成課程を修了した日又は第四章に規定す りでない

> 者は、総合通信の資格者証の交付を申請するこ 格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程 者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を とができる。 を修了し、又は第四章に規定する認定を受けた 修了し、又は第四章に規定する認定を受け、 つ、第一級デジタル通信の資格者証に関し、資 第一級アナログ通信の資格者証に関し、資格 か

(資格者証の交付)

第三十八条 きは、別表第十一号に定める様式の資格者証を 交付する。 前項の規定により資格者証の交付を受けた者 総務大臣は、前条の申請があつたと

向上を図るように努めなければならない。 は、端末設備等の接続に関する知識及び技術の

第三十九条

(資格者証の再交付)

第四十条 工事担任者は、氏名に変更を生じたと に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなけ めに資格者証の再交付の申請をしようとすると き又は資格者証を汚し、破り若しくは失つたた ればならない。 きは、別表第十二号に定める様式の申請書に次

写真一枚 資格者証 (資格者証を失つた場合を除く。)

三 氏名の変更の事実を証する書類 更を生じたときに限る。) (氏名に変

2 格者証を再交付する。 総務大臣は、前項の申請があつたときは、

(資格者証の返納)

第四十一条 ばならない。資格者証の再交付を受けた後失つ 以内にその資格者証を総務大臣に返納しなけ 命ぜられた者は、その処分を受けた日から十日 る法第四十七条の規定により資格者証の返 た資格者証を発見したときも同様とする。 法第七十二条第二項において準用す 処納を

第四十一条の二 第三十七条第一項の規定にかか 条第一項第一号の書類の添付を要しない。 わらず、資格者証の交付を受けようとする者 は、次のいずれかに該当するときは、第三十七 総務大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年

規定する機構保存本人確認情報(同法第七条 者証の交付を受けようとする者に係る同条に り、地方公共団体情報システム機構から資格 法律第八十一号)第三十条の九の規定によ

八号の二に規定する個人番号を除く。) 0)

工事担任者資格者証の交付を受けており、当資格者証の交付を受けようとする者が他の 項の申請書に記載するとき。 |工事担任者資格者証の番号を第三十七条第

条第一項の申請書に記載するとき。 気通信主任技術者資格者証の番号を第三十七 四十六条第三項の規定により、電気通信主任 技術者資格者証の交付を受けており、当該電 資格者証の交付を受けようとする者が法第

載するとき 許証の番号を第三十七条第一項の申請書に記 許証の交付を受けており、当該無線従事者免 法第四十条第一項の規定に係る無線従事者免 資格者証の交付を受けようとする者が電波 2

#### 第六章 指定試験機関

(指定の区分)

第四十三条 法第七十四条第二項の規定による指 第四十二条 める区分(以下「試験事務の区分」という。) 者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務 定(以下「指定」という。)を受けようとする は、資格者証の種類の別とする。 (指定の申請) 法第七十四条第二項の総務省令で定

行おうとする試験事務の区分

大臣に提出しなければならない。

名称及び住所

試験事務を行おうとする事務所の名称及び

るもの

試験事務を開始しようとする日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えな ればならない。

定款の謄本及び登記事項証明書

あつては、その設立時における財産目録) 請の日の属する事業年度に設立された法人に おける財産目録及び貸借対照表(ただし、申 申請の日の属する事業年度の前事業年度に

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度 における事業計画書及び収支予算書 指定の申請に関する意思の決定を証する

組織及び運営に関する事項を記載した書類 現に行つている業務の概要を記載した書類 試験事務を行おうとする事務所ごとに試験 役員の氏名及び経歴を記載した書類 一設備の概要及び整備計画を記載した書類

> 九 試験事務の実施の方法に関する計画を記載

験員」という。)の選任に関する事項を記載 した書類 法第七十六条に規定する試験員(以下「試

(指定試験機関の名称等の変更等の届出) その他参考となる事項を記載した書類

第四十四条 指定試験機関は、その名称若しくは ればならない。 しようとするときは、変更しようとする日の二 住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更 週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なけ 2

の旨を公示する。 総務大臣は、前項の届出があつたときは、 そ

(試験員の要件)

第四十五条 法第七十六条の総務省令で定める要 件は、次の各号のいずれかに該当する者である こととする。

二 学校教育法による大学(短期大学を除く。 を修めて卒業した者であつて、電気通信技術 専門学校において電気通信工学に関する学科 旧大学令による大学又は旧専門学校令による 次号において同じ。)若しくは高等専門学校、 あつて、試験事務又は端末設備等の接続に係 に関する業務に十年以上従事した経験を有す る工事に三年以上従事した経験を有するもの 又は総合通信の資格者証の交付を受けた者で 第一級アナログ通信、第一級デジタル通信

三 学校教育法による大学若しくは高等専門学 れらの職にあつた者 する教授若しくは准教授の職にあり、又はこ 校において電気通信工学に関する学科を担当

(役員の選任及び解任の認可の申請) 知識及び経験を有するものと認める者 総務大臣が前三号に掲げる者と同等以上の

第四十六条 指定試験機関は、法第七十七条第一 事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなけ 項の認可を受けようとするときは、次に掲げる ればならない。

ようとする役員の氏名 役員として選任しようとする者又は解任.

選任又は解任の理由

2 る者の就任承諾書を添えなければならない とするときは、同項の申請書に、当該選任に係 前項の場合において、選任の認可を受けよう 選任の場合にあつては、その者の経歴

> 第四十七条 指定試験機関は、法第七十七条第二 に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提項の規定による届出をしようとするときは、次 (試験員の選任及び解任の届出)

試験員の氏名

選任又は解任の理由

所在地 にその者が試験事務を行う事務所の名称及び

者が、第四十五条に規定する試験員の要件を備 えることを証明する書類の写しを添えなければ するときは、同項の届出書に、当該選任に係る ならない。

(試験事務規程の記載事項)

める試験事務の実施に関する事項は、次のとお第四十八条 法第七十九条第一項の総務省令で定 りとする。

二 試験事務を行う事務所及び試験地に関する

Ŧī. 試験事務の実施の方法に関する事項 手数料の収納の方法に関する事項

七 する事項 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関試験事務に関する秘密の保持に関する事項

(試験事務規程の認可の申請) 八 その他試験事務の実施に関し必要な事項 する事項

第四十九条 指定試験機関は、法第七十九条第一 2 掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出 規定による認可を受けようとするときは、次に 添えて、総務大臣に提出しなければならない。 項前段の規定による認可を受けようとするとき は、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を 指定試験機関は、法第七十九条第一項後段の )なければならない。

変更しようとする事項

変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

第五十条 指定試験機関は、法第八十条第一項前 申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支 段の規定による認可を受けようとするときは、 予算書を添えて、 総務大臣に提出しなければな

「しなければならない。

選任の場合にあつては、その者の経歴並び

前項の場合において、選任の届出をしようと

試験事務を行う時間及び休日に関する事項

事項 試験員の選任及び解任並びにその配置に関

変更しようとする年月日

2 書を総務大臣に提出しなければならない。 ようとする事項及び変更の理由を記載した申請 定による認可を受けようとするときは、変更し 指定試験機関は、法第八十条第一項後段の規

(帳簿)

第五十一条 項は、次のとおりとする。 試験事務の区分 試験年月日 法第八十一条の総務省令で定める事

合否の別

受験者の受験番号、

氏名及び生年月日

2 から三年間保存しなければならない。所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務 合格年月日

第五十二条 指定試験機関は、試験事務を実施し 臣に提出しなければならない。 たときは、当該試験事務の区分ごとに、遅滞な (試験事務の実施結果の報告) く、次に掲げる事項を記載した報告書を総務大

試験地 試験年月日

受験者数

試験申請者数

合格者数

合格年月日

ければならない。 前項の報告書には、 次に掲げる書類を添えな

載した合格者一覧表 合格者の受験番号、 氏名及び生年月日を記

合格者の写真

(試験事務の休廃止の許可の申請

第五十三条 指定試験機関は、法第八十三条第一 ればならない。 事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなけ 項の許可を受けようとするときは、次に掲げる

しようとする場合はその期間 休止又は廃止しようとする年月日及び休止 休止又は廃止しようとする試験事務の範囲

三 休止又は廃止の理由

(試験事務の引継ぎ)

第五十四条 法第八十五条第三項に規定する総務 の必要な事項は、次のとおりとする。 大臣が試験事務の一部又は全部を自ら行う場合 試験事務を総務大臣に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を総務大臣 に引き継ぐこと。

三 その他総務大臣が必要と認める事項

第五十五条 第二項、法第八十四条第三項及び法第八十五条 第二項の公示は、官報で告示することによつて 法第七十四条第三項、法第八十三条

### 第七章

(書類の提出)

第五十六条 この規則の規定により総務大臣に提 通信事務所長を含む。以下同じ。) を経由して 出する書類(第四章及び第六章の規定によるも 所轄総合通信局長を経由して提出するものとす 第一項、第三項及び第四項並びに第三十三条第 六条、第二十六条の二、第二十九条、第三十条 十八条、第二十条、第二十二条第一項、第二十 提出することができるものとする。ただし、第 のを除く。)は、所轄総合通信局長(沖縄総合 項の規定により総務大臣に提出する書類は、 2

信事務所長を含む。)とする。 げる場所を管轄する総合通信局長 掲げる区分に従つて、それぞれ同表の下欄に掲 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に (沖縄総合通

|第三章の養養成課程の主たる実施の場所 第二章の学学校等の所在地 |第十四条第試験の施行地 |成課程に関イアを利用して行う授業による養成 校等の認定 に関する事 項の試験 申請 (メデ

第五 定する事項 する事項 章に 規試験の受験地又は修了した養成課程 |課程にあつては、申請者及び認定施 |者にあつては、その住所) |の主たる実施の場所(メディアを利 |設者の住所) 所、第四章に規定する認定を受けた 用して行う授業による養成課程を修 了した者にあつては認定施設者の住

(電磁的方法による提出)

ついては、当該書類が電磁的記録で作成されて第五十七条 この規則の規定による書類の提出に を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 いる場合には、電磁的方法(電子情報処理組織

する方法をいう。次項において同じ。)をもつ て行うことができる。

2 るべき者に到達したものとみなす。 るべき者の使用に係る電子計算機に備えられた よつて行われたときは、当該書類の提出を受ける前項の規定により書類の提出が電磁的方法に ファイルへの記録がされた時に当該提出を受け

1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行す

による届出は、第三十七条に規定する資格者証ればならない。この場合において、同項の規定 表第一号に定める様式の届出書を所轄地方電気条第二項の届出をしようとするときは、附則別 の資格(以下「旧資格」という。)を有する者 の交付の申請とみなす。 通信監理局長を経由して郵政大臣に提出しなけ に規定する契約約款の条項に基づく工事担任者 (以下「旧資格者」という。) は、法附則第十四 しくは第百五条第七項の規定又は第百八条の一 法施行の際現に旧公衆法第五十五条の十七若

3 資格の区分に従つて、下欄に定める種類の資格 合において、それぞれ次の表の上欄に掲げる旧 旧資格者は、前項の規定による届出をした場

者前の多作を受ける者とする	77
旧資格	新資格
第一種	アナログ第一種
第二種	アナログ第二種
第三種	アナログ第二種
第四種	アナログ第二種
回線交換種	デジタル第二種
パケツト交換種	デジタル第一種
国際電信種	デジタル第二種
国際公衆データ伝送種	デジタル第一種
… 三角デザニテクレニョネ	こ日でそころの代食ころく

4 の科目合格通知の有効期間内に試験を受ける場 て合格点を得た試験科目のある者が、当該試験 法施行前に行おれた旧資格に係る記駁によい 附則別表第二号の区別に従つて、申請に 試験科目の試験を免除する。 2

### 附 則 第五八号) (昭和六一年一〇月四日郵政省令

この省令は、公布の日から施行する。 附 (昭和六三年一二月一四日郵政省

この省令は、公布の日から施行する。 令第七三号) 二三号 則 (平成二年四月二五日郵政省令第

2

(以下「関係省令」という。) に規定する書類の及び電波法による伝搬障害の防止に関する規則 ことができる。 月を経過する日までは、なお従前の様式による かわらず、この省令の施行の日から起算して六 様式は、改正後の関係省令に規定する様式にか

## 二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成一〇年五月一一日郵政省令

従前の様式によることができる。 この省令は、公布の日から施行する。

# (平成一一年一月一一日郵政省令

この省令は、公布の日から施行する。 (平成一二年九月二七日郵政省令

二年五月一日)から施行する。 (平成元年法律第六十七号)の施行の日(平成 この省令は、電波法の一部を改正する法律

# 則 (平成二年一一月三〇日郵政省令

この省令は、平成二年十二月一日から施行す

### 号 則 (平成三年二月二日郵政省令第九

この省令は、平成三年七月一日から施行す

る。

#### 五号) 則 (平成六年三月二日郵政省令第

この省令は、公布の日から施行する。 (平成七年二月二八日郵政省令第

この省令は、公布の日から施行する。 — — 号)

一 五 号) (平成七年三月一五日郵政省令第

者規則、工事担任者規則、端末機器の技術基準・電気通信事業法施行規則、電気通信主任技術 適合認定に関する規則、電気通信事業報告規則 この省令は、公布の日から施行する。

## (平成八年三月二二日郵政省令第

五七号) (平成八年七月一二日郵政省令第

ら起算して六月を経過する日までの間は、なおめる様式にかかわらず、この省令の施行の日かは、改正後の別表第五号及び別表第十二号に定は、第十四条、第三十九条及び第四十条の申請書 第四五号)

## 第三号)

第一条 この省令は、 行する。

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による が行い、又は監督することができる端末設備等付を受けている者(以下「旧資格者」という。) 改正前の工事担任者規則(以下「旧規則」とい 施行後においても、なおその効力を有する。こ る工事担任者資格者証については、この省令の う。) 第三十八条の規定により交付を受けてい の場合において、当該工事担任者資格者証の交

(施行期日)

|第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法 (平成十三年一月六日) から施行する。 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の (経過措置) 日

第二条 この省令による改正前の様式又は書式に を修補して、使用することがある。 合、改正前の様式又は書式により調製した用紙 ても当分の間、使用することができる。この場 より調製した用紙は、この省令の施行後におい

## 令第一三九号) (平成一三年一〇月二五日総務省

この省令は、公布の日から施行する。

則 (平成一六年一月二六日総務省令

律(平成十五年法律第百二十五号)の施行の 話株式会社等に関する法律の一部を改正する法 (平成十六年一月二十六日) から施行する。 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電 日

## 第三七号) 則 (平成一六年三月一〇日総務省令

の日(平成十六年三月二十九日)から施行す 改正する政令(平成十六年政令第十号)の施行 この省令は、電気通信事業法施行令の一部を

### 第四四号) 則 (平成一六年三月二二日総務省令 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電 第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。 信電話株式会社等に関する法律の一部を改正す る法律(以下「改正法」という。) 附則第一条

## 附 則 (平成一七年四月二二日総務省令 第七八号)

(施行期日)

平成十七年八月一日から施

(経過措置)

末端		論理	! び及術技のめたのに続の規法るす関連基のにをのいたのに続の地たのに表現法るす関連を表現法のが表現法のが表現法の対しに続います。         ! び及術技のめたに続のといるでは、         ! び及術技のめた関連をのに表のに表の表現法の対したのが表現法の対した。         ! び及術技のめたの続して、         ! び及術技のおたの続して、         ! び及術技のおたの続した。	接接術接接術接接術接接術接接のの技のの技のの技のの技のの技のの技のの技のの技のの	目信備備信備備信備備信備備信備備信備備信	格して気末末気末末気末末気末末気末末気末末気末末気末末気末末気末末気末末気末末気末末											月の翌月の初めから起算して二年以内(総務大)と、「たっぱ」の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の		
<del>術技</del>	<u>の め た の 続 接 の 備 i</u>	大宝 端	機 基 份 榾 技 信 通 気 管 ○	規法	34	関 だり	元 接	$\mathcal{O}$	備言	发 末	端	術 :	技(	ツ &	た	の :	焼 接	の	備設
											0								
		0	0																
		0	0								0								
											0								
			0																
			0																
											0								
			0				種	第	ロブ	7									
るす	関に続接の備設末的	湯 術 技	のめたの続接の備設	末端	礎基	の待ち	支信	<u>通</u>	気電	<b>E</b> 規	法	3	ナト	<del>月 に</del>	: 続	接	の備	設	末端
									(										0
	(			0															0
									(										
																			0
	種第タデ															種	第 タ	デジ	
礎基			明に体拉の供乳土地						<i>t.</i>	n —	- 144	7林	基(	つ 徘	技	信	<del>通気</del>	電	規法
	の術技信通気電規注	ちるす	関に続接の備設末端	術 技	のめ	たの粉	接接	(/)	備言	<del>X 'A</del>	一	THE 2		- 111				()	
	の術技信通気電規剤	さるす		<del>術技</del>	0 X	たの物	接接	<i>(V)</i>	備言	X 'A	州	THE 2		- //-				0	
	の 術 技 信 通 気 電 規 注	ちるす	男 で   が   1安   リア	<del>術技</del>	<del>のめ</del>	<del>たの</del>	<del>拉接</del>	<del>( ( ) )</del>	備言	X 'A	. 当前	11/E 2						0	
	0	3 +	男 TC	<del>術技</del>	0 8	たの粉	<del>技</del> 接		備 :			THE 2						0	
	0	ころ ナ		<del>術技</del>	0 \$	たの物	<del>技 接</del>		備言		· 编	THE 2						0	
	0	3 7	0	<del>術技</del>	0 8	たの物	接接		備言			THE 2							
	0	3 7		<del>術技</del>	0 8	<del>たの</del>	- 接		備言		0	THE 2						0	
	0	3 +	0	<del>術技</del>	0 8	たの翁	提 接		備言		0	WE 2						0	
	0	3 7	0	<del>術技</del>	0 8)	たの翁	提接		/		0	WE 2						0	

	8																																											
																種	第三	タル	デジ																									_
0)	め	た	0)	続	接	の イ	備	設	末	端	礎	基	0)	術	技	信	通	気	電	規	法	る	す	関	に	続	接	0	備	設	末	端	術	技	かし	め 7	た 0	り移	接接	E 17	備	設	末	端
																																												=
																																												=
																			0																									=
										0																						0												0
																																												=
																																												=
																																0												0
										0									0																									0
=																								44	4/1	タ		H	ㅁ	マ		0												
	3日 )	y 4	売接	· 10	/#:	÷ль	+:	सम्ब	ΉE	++-	<i>D</i>	<i>И</i>	+-	<i>D</i>	続	Łά	<i>a</i>	/:共:	∋л.	+:	गंग	7#x	#	性の	総合生	ル	デジー	· ・ ・		ナナ	#8	<b>ν</b> +-	Z	- <del> </del>	<del>劉(</del>	· ·	売す	<del>\$ 0</del>	\ /#	: ⊖л		тит	独	++-
9 1	美」(	<u> 一形</u>	近 1夕	( 0)	VH	収	_	少的 1	ניוע	1X	V)	()	/_	<i>V)</i>	形丘	1女	v) -	VHI	叹	<u></u>	<u>ут</u>	1)疋	巫	0)	ניוער	1X	16		ΧL		况	14	<u>a</u>	9 1	<b>判</b> (	( — 7]	9L 1	女 V.	7 7/11:	I DX		<sup>少</sup> m	ניוער	<u>1X</u>
								0																						$\cap$														_
								0													0																							_
_																					$\cap$									0														_
								0																						$\cap$												0		_
_								$\cap$													0																							_
																					0									0														_
								0																						$\cap$														_
								0													0																					0		_
D	A	A	A	合	7	<i></i>	۵.	EA	1	165	2.9	دا	ľΔ	3							0	4								0	0										注			=
第	第一	第1	第	格した	る種類	表の	から次	A P	· 世	性類の	かあつ	一条第	がを必	総数	及び	D	ため	者が	ジタ	続の	- ×	7	を	D	する	が、	D	- L	種の	者証	マ マ	را ل	端端	<u>L</u> ;	<b>種</b> の	<u> </u>	崩った	<del>計</del> オ	<del>2</del>	すって	<u>1</u>	規	法	る
種	三種	種	種	た試験	短の容	上爛	具格去	の試	末設	の資物	たト	<b>分</b> 一 項	又けて	伤大匠	理验	と 総合	のの技	パ、ア	ノル笠	ため	る者が	ナロ	光除す	松合種	法担	アナ	第 一 話	いいろ		一のか	ナカ	しとす	末設	いって	//	と ‡	グーチェル	この値の	くけつけっ	- <sup>(2)</sup>	免除す			_
				心大	格者	に掲	証の	験の	備の	14者証	きは	の規	試験	は、	こ か	種の	術」	ナロ	一種	の技	デ、デ	グ第	る	0	どに	ログ	の姿	場合	末設	付を	グ第	る。	備のご	者に	末設、	、 でア	のことに	て接ま	そり	,	る			_
デ	ア	ア	ア	交	証を	げる	交付	験科目の試験の免除を受けて試験に合格した者	接続	皿を か	合	定に	に合	前項	免除	端端	に合	グ第	の資	術	ジタ	一種	노	端末	合格	第一	格名	. 文 . は	備の	受け	一種		接続に	つかい	備の	ナロ	め カフ		- 7	ì	試験科			_
ジタル第	ナロ	ナロ	ナロ	交付する資格者証	交付	区分	の申	を受	のた	父付す	格し	基づ	格し	の規	する	末設	格し	一種	格者	に合	ル第	の資	する	設備	して	種の	証の	デジ	接続	てい	若し		に関っ	ては	接続	グ 打第 往	支析	I ₫	) ひ ひ		目は	$\vdash$		_
ル第	グ第三	グ第二	グ 第	る資質	する	に従	請が、	けてい	めの	りるよ	た試	き資	た者	定に	こと	備のは	てい	の	証の	格し	種	格者	-0	の接	いる	端端	交付	タル	に関	る者	くは		する汁	Α	に 男	一 [	及 I び I	O 技 O 排	ラデジャ	ž ?	Õ			_
種	二種	種	種	格者和	もの	つて、	あつか	試験	技術品	りのし	験のほ	格者記	からか	より	とす	接続の	る場^	端末記	交付な	てい	の 三	証の空		続に	場合	末設#	下を三	第一	する	が、	A		法規 」	. I	するこ	及びご	里 治	総合系	タル	, ,	印を付			_
				証のほ	とす	下棚	たとも	に合物	及び四	こする	種類に	証の方	新規型	試験	る。	のた。	台は、	設備の	を受け	る場合	端末和	父付た		関す	は、	備の技	マけて	種若	法規」 法規」	アジャ	第一年		を	D i	伝!	アジャ	こだを	重行を	第一	-	し			_
				種類	る。	傾に完	さは、	伦した	理論の	るか	に応じ	父付由	則第二	付目の		めのは	A	の接続	りてい	行又は	政備の	を受け		る法	I	接続に	いって	・く	に	グルタ	性の次		光除す	総合種	にん	グリル	光 · 女子	「 岩 して	· 性 · の ·	)	たもの			_
Щ						め	次	者	試	だ	た	請	+	免		術	•	かし	る	ゲデ	接	って		規	D	関	者	D	格	. —	格		る	1里の 7	格 -	<del>лэ</del> ;	る言	2 と	端	1	ح			<u> </u>
		デジタル第二種								ジ		ナ								7	アナコ								アナロ							1:	ョンドト	さける。			4	A	D	DD第二種
		タルケ								タル		ログ								- /	ゲー								グ							利	り重頁に	2 0	に従	ようし	旧資 2	Ď	第三章	第二
		第二								第一征		グ第三種								<u> </u>	<b>第二</b> 字								第一							类			つて、	とすっ	格者が	D 総	種	植
		植								種		梩								朴	重								種								りと		試	るとき	が新知	総合種		
Г	A	A	種	A	DΤ	D <sub>1</sub>	D.	Д	Д	Α	D	Α	. 種	A	Ъ	П	П	T A	I A	<u> </u>	A 1	重 /	<u>4   1</u>	D I	וח	DI	Α	Α	Α								る資格受験する種	7 7 7	科日	は、	加則第	アナ	デジ	デジ
	I	A I 第		T	D D 第	D D 第	D D 第	I 第	I 第	A I 第	D	T		I	ID	D D 第	D D E	I E	5 9 9		I		I   1	ン D 第	D 開	ン D 第	I 第	Ι	A I 第								メ影って	<b>É</b>	の免	申請	五条	アナログ・デジ	タル	)タル第二種
1	第二種	-		D D	第三種	三種	1 種	第三種	_	-	第三種	第三種		D D	第三種	12.1種	D第一種	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11月	11重	-	I I		三種	二種	D第一種	三種	2二種	_								える種	i E	除を	によ	に規	・デ	第三	第二
			j	総合			-		-					総合				'-	'-	'		糸	8					_									判	Ę	受け	り、	定す	ジタ	種	種
(	0	0	-	Ö	0	0	0	0	0	0	0	0		Ĉ	0	С	0	C				(	j	)	0	0	0	0	0		,	礎	の技	支道	通信	直影	式负	Ŕ	ること	次の主	旧資格者が新規則第五条に規定する試験を受	ル総合		
						0	0	0			0	0			0			C						7		$\dashv$	0	0	0	規	る法	関す	基後に	一の音を	言り	電 元 岩 末	計する	-	どがで	衣の区	歌を受	合種		
				_	_	_	_				_	-	_		_	_	_	_	_				_	_	_	_				_		/	. – ,	$\sim \nu$	113		. 0	_	_	p	_	-	_	-

						合種	アナログ・デジタル総		デジタル第三種						
É	A I · D D 総合	DD第三種	DD第二種	DD第一種	AI第三種	AI第二種	AI第一種	DD第三種	AI第三種	種	AI・DD総合	DD第三種	DD第二種	DD第一種	AI第三種
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0		0
)	る。	基づ	にが	J2		りしっ				) —	8	رح	<b>の</b>	現	認め

注 1 免除する試験科目は、○印を付したものと

受けようとする者は、この省令の施行の日前に新規則第四十三条第一項の規定による指定を 2 者証の交付を受けている者の試験の免除科目 交付を受けている者の試験の免除科目と同じ は、アナログ・デジタル総合種の資格者証の アナログ第一種及びデジタル第一種の資格

項の規定による認可の申請についても、 この省令の施行の日から平成十九年三月三十 日までの間は、第四十五条第一号中「AI第 同様と

則第四十六条第一項及び新規則第四十九条第一 おいても、その申請を行うことができる。新規

担任者、アナログ・デジタル総合種工事担任ナログ第一種工事担任者、デジタル第一種工事 と、「AI第二種」は「アナログ第二種又はA 別表第九号中講師が有すべき資格欄中「AI第 任者又はAI・DD総合種工事担任者」とし、 者、AI第一種工事担任者、DD第一種工事担 一種」は「アナログ第一種又はAI第一種」 種工事担任者、DD第一種工事担任者又はA 第二種」と、「DD第一種」は「デジタル第 ・DD総合種工事担任者」とあるのは、「ア 13 12 該申請に係る種類の資格者証を交付するものと

六号の規定により講師として総務大臣が適当と はAI・DD総合種」とする。 この省令の施行の際現に旧規則第二十五条第

DD総合種」は「アナログ・デジタル総合種又

「デジタル第二種又はDD第二種」と、「AI・

種又はDD第一種」と、「DD第二種」は

ができる。 間に限り、当該養成課程の授業に従事するこ めている者は、その者が従事するものとして| に認定を受けている養成課程が終了するまで

とする。 いては、当該養成課程が終了するまでの間に 項の規定により認定を受けている養成課程に り、当該認定の効力を有する。この場合にお この省令の施行の際現に旧規則第二十七条第 ては、旧規則第三章の規定の適用を受けるも 当該養成課程の認定を受けている者につ

10 第三項及び前項の規定によりアナログ第一種 づいて認定を受けている資格者証の種類に係 基づく申請により、当該養成課程が旧規則に 前項の養成課程を修了した者は、修了した日 資格者証の交付を受けることができる。 新規則第三十七条第一項

又はデジタル第一種の資格者証の交付を受ける

第三項の規定の適用があるものとする。 ことができる者については、旧規則第三十七条

種及びデジタル第一種の資格者証の交付を受け とができるものとする。ただし、アナログ第一 の申請を行うことができるものとする。 十月一日までの間に限り、当該資格者証の交付 証の交付を受けようとする場合は、平成十九年 第一項に基づき資格者証の交付の申請を行うこ できる者は、試験に合格した日、養成課程を修 項に基づき資格者証の交付の申請を行うことが ている者がアナログ・デジタル総合種の資格者 けた日から三月以内に限り、新規則第三十七条 了した日又は旧規則第四章に規定する認定を受 この省令の施行の際現に旧規則第三十七条各 5

ただし、当該申請は、試験に合格した日、養成 証の交付を申請することができるものとする。 認定を受け、かつ、DD第一種の資格者証に関 成課程を修了し、又は旧規則第四章に規定する 以内に行わなければならないものとする。 規則第四章に規定する認定を受けた日から三月 認定を受けた者は、AI・DD総合種の資格者 成課程を修了し、又は新規則第四章に規定する し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養 課程を修了した日又は旧規則第四章若しくは新 し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養 アナログ・デジタル総合種の資格者証に関

| 14 この省令の施行の際現に旧規則第十七条に基 行の日に、新規則第十七条の規定により認定を づく認定を受けている学校等は、この省令の施 受けたものとみなす。

## 令第一五三号) 則 (平成一九年一二月二六日総務省

この省令は、公布の日から施行する。 令第一二六号) 抄 則 (平成二〇年一一月二八日総務省

(施行期日)

日) から施行する。 に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人

## 第七五号) 附 則 (平成二一年六月三〇日総務省令

(施行期日)

(経過措置) この省令は、公布の日から施行する。

| 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正 を受けることができる期間は、なお従前の例に 第八条の規定により国家試験の試験科目の免除 を受けることのできる者の当該試験科目の免除 前の工事担任者規則(以下「旧規則」という。)

| 3 この省令の施行の際現にされている旧規則第 4 二十条の規定による学校等の認定の申請に係る ついては、なお従前の例による。 規定による養成課程の認定の申請に係る審査に 審査については、なお従前の例による。 この省令の施行の際現にされている旧規則の

は、 の施行の日から起算して六月を経過する日まで の別表第十二号の様式にかかわらず、この省令 第三十九条及び第四十条の申請書は、改正後 なお、従前の様式によることができる。

総務大臣は、前項の申請があつたときは、当

## 第一二号) 則 (平成二二年二月二六日総務省令

(施行期日)

する。ただし、第十九条、第二十一条から第二1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行 十六条、別表第五号及び別表第八号の改正規定 で、第二十九条、第三十条、第三十二条、第五 十二条の二まで、第二十五条から第二十七条ま は公布の日から施行する。 (経過措置)

2 この省令による改正前の工事担任者規則(以 下「旧規則」という。)の規定により交付され た資格者証でこの省令の施行の際現に効力を有

り交付されたものとみなす。 者規則(以下「新規則」という。)の規定によ するものは、この省令による改正後の工事担

22年総務省令第12号附則第3項」とする。 とができる。この場合において、新規則別表第 り、工事担任者の氏名に変更を生じたときは、 新規則第四十条の規定にかかわらず旧規則第三 十二号中「再交付」とあるのは「訂正」に、 十九条の規定により資格者証の訂正を受けるこ 工事担任者規則第40条」とあるのは「平成 旧規則の規定により交付された資格者証に限 第四号 則 (平成二五年一月二三日総務省令

(施行期日)

(経過措置) この省令は、平成二十五年二月一日から施行

する工事の範囲とする。 規則(以下「新規則」という。)第四条に規 DD第三種の資格者証の交付を受けている者又 の範囲は、この省令による改正後の工事担任者 に資格者証の交付を受ける者が行い、又は監督 はDD第二種若しくはDD第三種の試験に合格 することができる端末設備等の接続に係る工事 する認定を受け、かつ、この省令の施行の日後 し、養成課程を修了し、若しくは第四章に規定 この省令の施行の際現にDD第二種若しくは

3 のに限る。)に通算することができる。 備に端末設備等を接続するための工事に係るも D第二種又はAI・DD総合種の端末設備の接 限る。)の実務経歴の期間は、DD第一種、 ターネットに接続するための回線に係るものに 省令の施行の日前におけるデジタル伝送路設備 るに要する実務経歴の期間(デジタル伝送路設 続のための技術及び理論の試験科目が免除され おけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガ ビットを超え一ギガビット以下の主としてイン に端末設備等を接続するための工事(接続点に 新規則第十条の規定の適用については、この D

の例による。 担任者試験の手数料の額については、なお従前

この省令の施行の日前に申請の行われた工事

#### 第六八号) 則 (平成二六年八月一四日総務省令

(施行期日)

|第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改 正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施

第三条 この省令の施行の際現にこの省令による 第一条 この省令は、 第一条 この省令は、 する。 改正前 行の日 日 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正 考慮して別に告示して指定する者については、 試験が行われなかったことその他特別の事情を 大臣が天災その他の非常事態により工事担任者 た月の翌月の初めから起算して三年以内(総務 点を得た試験科目のある者が当該試験の行われという。) 第五条に規定する試験において合格 施行する。 する法律の施行の日(令和元年七月一日)からこの省令は、不正競争防止法等の一部を改正 第五号及び様式第二十三の改正規定は、 法」という。)の施行の日から施行する。ただ 発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法 する法律(以下「改正法」という。) の施行の日から施行する。 人を識別するための番号の利用等に関する法律一条 この省令は、行政手続における特定の個 (工事担任者試験の免除等に関する経過措置) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) この省令は、 から施行する。 (平成三十年法律第二十四号。以下「改正 (平成二十八年五月二十一日) 五号) 4号及び様式第二十三の改正規定は、公布の電気通信事業法施行規則第三十二条第一項 一九号) 附 第四九号) 第三〇号) 第三五号) 附 附 の工事担任者規則 則 (平成二十六年九月一日) 則 則 則 則 抄 (平成二八年三月二九日総務省令 (平成二七年三月三一日総務省令 (平成三〇年七月二四日総務省令 (令和二年九月七日総務省令第八 (令和元年六月二八日総務省令第 電気通信事業法及び国立研究開 抄 令和三年四月一日

て三年を経過した後において最初に行われる工 当該試験の行われた月の翌月の初めから起算し 担任者試験の実施日の属する月まで) (以下「旧工担規則」 から施行すの施行の から施行す こから施っ 試験科目 アナロアナロデ免除する第一級第二級第 第 Α 種 受ける場合は、申請により、次の表の区分に従 って、 省令による改正後の工事担任者規則(以下「新 I 電 気 きるものとする。 工担規則」という。)第五条に規定する試験を 規る関続の設端 論び術のた続の設端 礎の技通 法すに接備末 理及技めの接備末 基術信 試験科目の試験の免除を受けることがで 通信 術 技規 法 論理び及 のめ る グ 論理び及術技のめた 通 る 規法 ル ・ジタ 論理び及術技のめ るす 規法 ル ・ジタ めたの続接の備設末端 す関に続接の備設末端 礎基の術技信通気電 二級 論理び及術技のめ 規法 総 めたの続接の備設す関に続接の備設 論理び及術技のめ 合 規法 る 通 第 D 第 第 Α 種 種 I 電 D 電 I 電 る関続の設端論び術のた続の設端礎の技通電法すに接備末 理及技めの接備末 基術信気 規る関続の設端論び術のた続の設端礎の技 法すに接備末 理及技めの接備末 基術 技 通 通 規 気 術信気 D 種 埋ニD 規る関続の設端論び術のた続の設端礎の技通電法すに接備末 埋及技めの接備末 基術信気 設端礎の技通電 規る関続の設端論び術のた続の設端 基術信気 に接備末 理及技めの接備末 備末

注 1 総 D Ι 種 2 合の基 D 技術 は、総合通信の「端末設備の接続のための技の技術及び理論」に合格している者についての技術及びDD第一種の「端末設備の接続のため 第一種の「端末設備の接続に関する法規」に ジタル通信又は第一級アナログ通信及びDD 種及びDD第一種、AI第一種及び第一級デ 術及び理論」を免除することとし、AI第一 び第一級デジタル通信又は第一級アナログ通 合格している者については、 のた続の設端技めの接備末 礎 電気 通 規 る 関続 の設端 の設端 論 び 術 0) AI第一種及びDD第一種、 免除する試験科目は 及 ○印を付したものと 総合通信の AI第一種及 0 4 2

末設備の接続に関する法規」を免除すること

- 免除することとする。 担任者資格者証の交付を受けている者が、A の交付を受けている者が、DD第一種の「端 接続に関する法規」を免除することとする。 格している場合は、 る法規」に合格している場合又はデジタル第 者が、DD第一種の「端末設備の接続に関す 信の工事担任者資格者証の交付を受けている び理論」に合格している場合は、総合通信の I 第一種の「端末設備の接続のための技術及 している場合又は第一級デジタル通信の工事 末設備の接続のための技術及び理論」に合格 者資格者証の交付を受けている者が、AI第 「端末設備の接続のための技術及び理論」を 第一級アナログ通信の工事担任者資格者証 アナログ第一種若しくは第一級アナログ通 種の「端末設備の接続に関する法規」に合 種若しくは第一級デジタル通信の工事担任 総合通信の「端末設備の 7
- は、旧工担規則第七条第二号及び第五号に掲げ 行の日から起算して三年を経過する日までの間 5 総務大臣又は指定試験機関は、この省令の施 術及び理論」に合格している者が新工担規則 の技術及び理論」を免除することとする。 それぞれ総合通信の「端末設備の接続のため めの技術及び理論」を免除される場合には、 第一級アナログ通信の「端末設備の接続のた 備の接続のための技術及び理論」に合格して を免除される場合及びDD第一種の「端末設 別表第四号の規定により第一級デジタル通信 いる者が新工担規則別表第四号の規定により の「端末設備の接続のための技術及び理論」 AI第一種の「端末設備の接続のための技 9 8
- 3 申請により、当該試験科目の試験が免除された 該試験科目の試験が免除される期間において、 規定により旧工担規則第七条第二号又は第五号 ができるものとする。 に掲げる試験科目の試験を免除される者は、当 AI第二種又はDD第二種の試験を受けること この省令の施行の際現に旧工担規則第八条の 10
- ら第十一条までの規定及び工事担任者規則の一 部を改正する省令(平成十七年総務省令第七十 八号)附則第二条第四項の規定により旧工担規 この省令の施行の際現に旧工担規則第九条か

5 この省令の施行の際現に旧工担規則第十七条 に基づく認定を受けている学校等は、新工担規 受けることができるものとする。 免除されたAI第二種又はDD第二種の試験を での間は、申請により、当該試験科目の試験が 令の施行の日から起算して三年を経過する日ま 試験の免除を受けることのできる者は、この省

- 6 この省令の施行の際現に旧工担規則第二十五 当と認めている者は、その者が従事するものと 条第七号の規定により講師として総務大臣が適
- この省令の施行の際現に旧工担規則第二十七
- 。)を修了した者は、その養成課程を修了した ことができるものとする。 号の様式にかかわらず、なお従前の様式による 第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交 日から三月以内に限り、旧工担規則第三十七条 第一項の規定により認定を受けている養成課程 お、当該申請に際しては、新工担規則別表第十 付の申請をすることができるものとする。な (AI第二種及びDD第二種の養成課程に限る る。 この省令の施行の前に旧工担規則第二十七条

る

る試験科目の試験を行うことができるものとす

格した試験の種類に応じた種類の工事担任者資 担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担 任者資格者証の交付の申請があったときは、合 試験の免除を受けて試験に合格した者から新工 格者証を交付するものとする。 総務大臣は、第一項の規定により試験科目の

- 則第七条第二号及び第五号に掲げる試験科目の 11 た者は、旧工担規則第三十七条第一項の規定に 第三項及び第四項の規定による試験に合格し
- 則第十七条の規定により認定を受けたものとみ

12

までの間に限り、当該養成課程の授業に従事す ることができるものとする。 して現に認定を受けている養成課程が終了する

13

と、AI・DD総合種のものは総合通信とすと、DD第三種のものは第二級デジタル通信 信と、AI第三種のものは第二級アナログ通信 第一項の規定により認定を受けている養成課程 限り、当該認定の効力を有するものとする。 とみなし、当該養成課程が終了するまでの間に 二種以外のものについては、新工担規則第二十 程であって、その種別がAI第二種及びDD第 条第一項の規定により認定を受けている養成課 と、DD第一種のものは第一級デジタル通信 の種別がAI第一種のものは第一級アナログ通 七条第一項の規定により認定を受けているもの 前項の場合において、旧工担規則第二十七条

14

- 15
- 証の種類 工事担任者資格者 交付を受けている 16 の区別に従って、試験科目の試験の免除を受け 付するものとする。 ることができるものとする。 受験する種類 通電気設端

免除する 試験科目

備末

条の規定により工事担任者資格者証の交付を受 とする。 ことができるものとする。なお、当該申請に際 を受けようとするときは、申請により、次の表 けている者が新工担規則第五条に規定する試験 当該申請に係る種類の工事担任者資格者証を交 ければならないものとする。 規定する認定を受けた日から三月以内に行わな 養成課程を修了した日又は新工担規則第四章に る。ただし、当該申請は、試験に合格した日、 者証の交付の申請を行うことができるものとす を受け、かつ、第一級デジタル通信の資格者証 付の申請を行うことができるものとする。 受けた日から三月以内に限り、新工担規則第三 きる者は、試験に合格した日、 格者証の交付の申請を除く。)を行うことがで 請(AI第二種及びDD第二種の工事担任者資 条各項に基づき工事担任者資格者証の交付の申 る。 類の工事担任者資格者証を交付するものとす 交付の申請があったときは、当該申請に係る種 条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証 成課程を修了した者から、旧工担規則第三十七 試験に合格した者並びに第九項の規定による養 らず、なお従前の様式によることができるもの しては、新工担規則別表第十号の様式にかかわ 基づき工事担任者資格者証の交付の申請をする に規定する認定を受けた者は、総合通信の資格 に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格 十七条第一項に基づき工事担任者資格者証の交 した日又は旧工担規則第四章に規定する認定を し、養成課程を修了し、又は新工担規則第四章 この省令の施行の際現に旧工担規則第三十七 この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八 アナログ・デジタル総合種の資格者証の交付 総務大臣は、前二項の申請があったときは、 総務大臣は、第三項及び第四項の規定による 養成課程を修了 0

12																																
デジタル第一種	アナログ第三種							アナログ第二種								1	アナコグ第一種					□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	) =					<i>S</i> = 1	A [ 育 二重			
通信級アナログ	新二級デジタル 第二級アナログ	信	第二級デジタル	秘ラシタ	-  信 と ジャ	第二級アナログ	通信	第一級アナログ		総合通信	3	第二級デジタル	第一級デジタル	信	第二級アナログ	通信 ※	第一級アナログ	総 <b>介</b> 自言	第一級デジタル			通信・殺アプログ	一及了一口	通信	第二級デジタル	通信	第一級デジタル	通信・おうです	ー 及 ト		兀林	の技
0	0 0	0	0			0		0	2	0	(		0		0				0		0				0		0	(	·	しる	関;	基術の
	0 0		0			0			) [	注	(					(									0						す	
の 交 付 り し	行格 規のおおり おおり おおり おおり おおり おいまい おいまい おいまい おいまい	限る。	日事旦壬季資各:	日老資格	2 デジタル第一	する。	注1 免除する試験						総合種	アナログ・デジタ			デジタル第三種								デジタル第二種							
と掲げる	こ、それぞれ新工担規訓第三十の交付を受けている者は、このより次の表の上欄に掲げる工事い施行の際現に旧工担規則第三		香正の交寸を受ける	の交付を受け	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		【験科目は、○印を付.	総合通信	通言 級デジタル		第一級デジタル	<b>通言</b> 第二級アナロク	ż	第一級アナログ	3	第二級デジタル	<b>通言</b> 第二級アナログ	通信	通信!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!	第二級デジタル	ž	第一級デジタル選信	角言 級アナロク		第一級アナログ		i i	総合通言	通言 第二級デジタル		第一級デジタル	通信 第二級アナログ
事負担	第三条第三条第三条	į	しログ	. 7	・ル	,	1.1		0		0	C		Ó		0	Ć	$\top$	)	0		0	Ć		0			)	0		0	0
任 者 資	但規則第三十八条の者は、この省令に掲げる工事担任工担規則第三十八	. 1 - 1	いる皆こが通信の	! ca 者に	通信の	!	ものと		0		0	C		0	(		С			0			C	)		0	3 /	主	0			0
事う通	施行の日においてこの省令による改正後の電気一項の届出をしている者については、改正法の九条の登録を受けている者又は同法第十六条第	<b>6二条</b> 女丘よりを守り祭見て電気重言事業と答(経過措置)	日)から施行する。	うばき(人で「女三芸」でいう。) D返行)日信電話株式会社等に関する法律の一部を改正すー第 この名名に 電参道信票券注及で日本電	4、電気重言事業去及び日本電		附 則 (令和三年三月一九日総務省令第	る。	第一〇三号)	附 則 (令和二年一一月一九日総務省令	<ul><li>○ 通信とみなす。</li><li>○ 通信とみなす。</li><li>○ 運!</li></ul>	ジャル通言に、人工・りり終介重のよりは総合一デジタル通信と、DD第三種のものは第二級デー	級アナログ通信と、DD第一種のものは第一級	一級アナログ通信と、AI第三種のものは第二	が行う試験事務の区分がAI第一種のものは第二十匹条第二項の規定による指定を受けている者	20 この省令の施行の際現に電気通信事業法第七   4	るものと認めている者とみなす。	でに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する	規定こより総務大五が司条第一号から第三号ま	りている音は、所工旦見川寛四十五を寛明寺の掲げる者同等の知識及び経験を有するものと認	条第二号の規定により総務大臣が同条第一号に	19 この省令の施行の際現に旧工担規則第四十五		- ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ^ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	る。この場合において、当該工事担任者資格者	令の施行後においても、なおその効力を有す	びDD第二種の工事担任者資格者証は、この省日	条の規定こより交付を受けているAI第二重及  17 この省令の旅行の勝時に旧工担規具第三十八	DD総合種 総合通信	D第三種 第二級デジタル通	第一種 第一級デジタル通信	
	端論び	ョク 術 の	たり		設:		遊の	( ) 技術( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	通信	line:	論 理 理 理 理 理 理 理 理 理 T T T T T T T T T T	び 規 び 規 び 規 び 規	及法 及法 及法 及	港	ませけませけませたませのの関のの関のの関のの関のの関のの関のの関のの関のの	術めに術めに術めに術め	技た続技た続技た続技た	言の妾言の妾言の妾言の	重売の重売の重売の重売を接備気接備気接備気接備気接	電の設電の設電の設電	備末備末備末備	設端 設端 設端	末 站 末 站		アナロデジタデジタに	第二級第一級	別表第一号(免除する試験科目(第8条関係)	公布の	四九号) (令和三年四月二三日総務省令第	分の間、なお従前の例による。	2 新施行規則様式第三十八の二については、当	は第十六条第二項の規定を適用する。 よる改正後の電気通信事業法第十三条第四項又

						信	通	ル	タ	ジ	デ	級	_	第												信	通	グ	ロ	ナ	ア糸	及二	. 第			_			Ī	
丸	見る	る関去す	続に	の接	設備	端末	論	び 理	術及	の技	ため	続の	の接	設備	端末	礎	の基	技術	通信	電気	規	る法	関す	続の	う影	光端末	論	び 理	術及	の対	と 彩	売の 接	設備	端末	礎			通電信多		見 .
F																		Ö																					-	
F																		0																			0		ļ	
F			_																											(	)					_				
			0															0						<u> </u>																
F			0								0																									_			-	
F											0							0																		_	0			
F			0																					0																
E																		<u> </u>																						
		<i>3</i> -}-										<b>⇒</b> `	<b>Z</b>	<b>\</b>	<i>M</i>								_						I⇒	,玄	/	7 3	9 —	· √π.	<u>_</u>	<i>h</i> /r				
· 信	2	注 1 計	1	ろ	盟	続	Ø)	設	惴	論				合糸		<i>(</i> )	設	뿞	磁	<i>O</i>	技	通	雷	規る	5 型	目結	(A)					y ジ Fr の					虚	磁 0	つ お	ţ.
in の 9	第一	す る。除		法	す	に	接	備	末	нш	理	及	技	め	<i>(</i> )	接	備	末	HAE	基	<u>術</u> ○	信	気	/yL 's	よす	- K	接	備	末	3	里及	支技	( X)	(D)	接	備	末		長付	
端書	<b>扱</b> ア	する試												0																						_	$\exists$			
へ設備	ナロ	試験	-			0															0								_								_			)
畑の対	グ 通	験科目	-			0								0									$\exists$			0	)		7							_	7			_
接続の	言	は、																			0								1							_	#	_		
いたま	び 第	〇 印				0								0																						_	$\exists$			_
信の「端末設備の接続のための技術及び理)第一系アプログ連信及で第一系ラミタル連	— 级	を付したも	E		_		_	_		_	_	_	_	0	_	_	_			_	0	_					_		_				С	)			_			)
1文術元	アジャ	した。				0															0		$\exists$			0	)		7							_	7			_
及び選	メ ル 玉	ものと	╙			0								0							_															_	4			
通信設備	電気端	格者証の種類 科目 科目 科目 一番 日本	・ かいできまり 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	9	接続に関する法規」を免除す	には、それぞれ総合通	伽の接続に関する法規」に	者証の交付を受けている者が第一級アナログ	を有するものとされるデジタル第一種の資格	ル通信又は同項の規定により、なおその効力	>!!: ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	級プジタル通信の「端末設備の接続に関する」	をぎさ /別言)「詩には買うには「別」   一種の資格者証の交付を受けている者が第一	だるの対力を有するものとされるアナログ第一	78号)附則第2条第1項の規定により、な	一部を改正する省令(平成17年総務省令第	5 第一級アナログ通信又は工事担任者規則の	を免除することとする。	の「端末設備の接続のための技術及び理論」	に合格している場合には、それぞれ総合通信	の「端末設備の接続のための技術及び理論」	の交付を受けている者が第一級アナログ通信	いる場合及び第一級デジタル通信の資格者証	備の接続のための技術及び理論」に合格して一人	すている者が第一級デジタレ通言の「喘末投」   ター糸アプロク通信の資格者記の夕作を受	4 第一及アトュブ重言の資各幹正の交付を受し 技術及び理論」を免除することとする。	え近くが里爺 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の技術及び理論」を免除される場合には、そ	一級アナログ通信の「端末設備の接続のため	合格している者が別表第四号の規定により第	「端末設備の接続のための技術及び理論」に「	充余される場合をび第一級デジタレ重言の     端末設備の接続のための技術及び理論」を	「荒に投精)を売りについた所でが里角・ ^ - 表第四号の規定により第一級デジタル通信の	その技術及び理論」に合格している者が別	3 第一級アナログ通信の「端末設備の接続の	を免除することとする。	2	関する法規」に合格している者については、	が育一及ビジャレ刑言の「瑞長殳睛の妾売こ」を夕除することとし、 第一糸ブサログ延信及	どを余けることはし、第一及アナコゲ勇言を一
又は第二級サログルの		通信士	総合無線		第二級陸上無線		第一級陸上無線			通信士				資格	無線従事者第一級総合無線		《格等_	する	者が	<ul><li>験す電気通信主任技術者資格</li></ul>		別	別表第三号(免除する試験科目(第9条関係)	る。 注 免除する試験科目は、○印を付したものとす		7二級デジタル通信第一	総	グ通信	第一	第一条ラミク 八道信	7一及ビジヌレ刑言 写一及アトュール通信	二級アナログ通信第	総合通信		第二級デジタ〇	ル通信	第一級アナログ通信第一級デジタ○			林疋

(1)
の4 年 7 年 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8 日 8
線ン秒る続タ以が工備る回をア に端 に端 すタをデ に端 3ッのてがおをデ に端 に端 接ジをア に対
線ン科 5 に 3 に 3 を 7 に 3 手 8 に 3 を 7 に 3 手 8 に 3 を 7 に 3 手 8 に 3 を 7 に 3 手 8 に 3 年 8 に 5 年 8 に
1年以上   2年以上   2年以   2

注 1 限ることとし、当該資格者証の交付後の実務 又は工事担任者規則の一部を改正する省令 ル第三種の資格者証の交付を受けている者に ものとされるアナログ第三種若しくはデジタ 第1項の規定により、なおその効力を有する (平成17年総務省令第78号) 附則第2条 第二級アナログ通信、第二級デジタル通信

2 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続す 2分の1に相当する期間は、第一級アナログ るための工事(電気通信回線の数が2以上の が免除されるに要する実務経歴の期間に通算 備の接続のための技術及び理論」の試験科目 通信の「電気通信技術の基礎」及び「端末設 2以上のものに限る。) の実務経歴の期間の ジタル通信回線の数が基本インタフェースで ものに限る。) 又は総合デジタル通信用設備 することができる。 に端末設備等を接続するための工事(総合デ

3 デジタル伝送路設備に端末設備等を接続す るための工事(接続点におけるデジタル信号 間に通算することができる。 試験科目が免除されるに要する実務経歴の期 ジタル通信の「電気通信技術の基礎」及び 期間の2分の1に相当する期間は、第一級デ 信号を伝送するものを除く。)の実務経歴の 係るもの又は総合デジタル通信用設備により の入出力速度が毎秒1ギガビット以下の主と してインターネットに接続するための回線に 「端末設備の接続のための技術及び理論」の

接続するための回線に係るもの又は総合デジ ギガビット以下の主としてインターネットに 末設備等を接続するための工事(総合デジタ ものに限る。)、総合デジタル通信用設備に端 るための工事(電気通信回線の数が2以上の 理論」の試験科目が免除されるに要する実務 礎」及び「端末設備の接続のための技術及び する期間は、総合通信の「電気通信技術の基 除く。)の実務経歴の期間の2分の1に相当 タル通信用設備により信号を伝送するものを におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒1 に端末設備等を接続するための工事(接続点 上のものに限る。)又はデジタル伝送路設備 ル通信回線の数が基本インタフェースで2以 経歴の期間に通算することができる。 アナログ伝送路設備に端末設備等を接続す

|卜)を超えるものに限る。) にそ

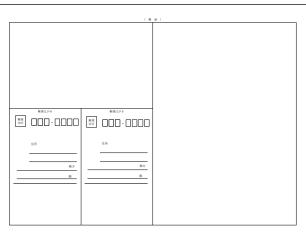
○印を付したものと

5 免除する試験科目は、

経歴によるものとする。

受けている場合には、それぞれ総合通信の の接続のための技術及び理論」を免除される る場合及び第一級アナログ通信の「端末設備 級アナログ通信の資格者証の交付を受けてい ための技術及び理論」を免除される者が第一 者が第一級デジタル通信の資格者証の交付を 免除することとする。 「端末設備の接続のための技術及び理論」を

の1の期間とする。 めの技術及び理論」の試験科目が免除される ている者については、「端末設備の接続のた に要する実務経歴の期間は、それぞれの2分 第一級デジタル通信の「端末設備の接続 電気通信主任技術者資格者証の交付を受け



1 区 別 工事担任者規則第8条又は附員 第4項の規定により免除を受けよ うとする場合(科目合格者に対する 品除) 【下記残有資格等】 接股業該第27条第1項の規定に よる技術検定のうち検定額1年電 の場合に事態工程を1年度とするもの ら格した者(ただし、一級の第一 次級に工必要な機能にの分合化 上布を係く。)は、 第一次年間である。 「対応経証可問! 工事性任务工程電気機能主行 修修 指套接格者証の交付を受けている。 免除) 工事担任者規則第9条の規定 より免除を受けようとする場合( 定の資格等を有する者に対する 【資格等】 【実務経歴】 者は、 【下記現有資格等、別添経歷証 【認定学校】 【下記学校等、別添修了証明書】

- 4 宛に有する資格等の側は、工事担任者、電気高信主任技術者接格者近の交付を受けている者、無線技事者有しくは接致着法格の子条第1項の規定によった対象性変のうち接定領する複数値に不審して理せてするの心を修した者ではたり、正線の第一元検索に必要な対象にから存住した者を係る。) お工事任任者機関の金みの形定により契維利目の必能を受けるとも高分に工事に利害をおしては認め継続をはある情報をはないである。 期間観覚 い多の地定により支維利目の必能を受けまりとする高分に関す。 別盟資格等について記入すること、 財産制度 い多の地定により実施利用の必能を受けまりとする高小温等。 別盟資格等について記入すること、 ・接登組施工 可支引 1年の地では、日本の第一元検定に必要なが と構造した。 対象にから作した者を係る。) お工事任任者機関で多っ物理が重要しまり。 「日本の第一元検定に必要な 対象にから作した者を係る。) お工事任任者機関で多っ物理が重要しまり。 「日本の第一元検定に必要と 第二項の機関となったするとなった。」 「日本の第一元検定により実施利目の気能を受けまうとする場合は、 国族被定権目について、 同途第二式 参 第二項の機関とよりな付きたると発生の対象がよりを持ちてきる。 (全 学歴の機能、記述学校等における規定に係る教育規定修訂するが工事和任者規則第11条の規定により契頼利目の免除を受けまうとするようと

- 該学校等について記入すること。 7 受験整理郷に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無欄、正面、上三分身、無背景の縦 30 ミリメートル、横 24 ミリメートルのものであること。

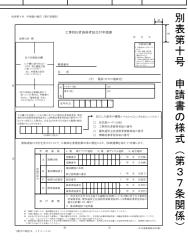
- 関するものとする。 35 従事期を計算するには、1月に満たない従事日前は、合葉して30日になるとき は1月とし、1年に満たない実務経験月数は、合葉して30日になるときは1月とし、1年に満たない実務経験月数は、合葉して12月になるときは1年とする。 従事した勤務先が異なるときは、それぞれの勤務先ごとは経歴前帯を含成するこ

指任者規則第 課程を修了し:	11 642.00		務大區	fi,	* (	年度)	
課程を修了し					(		
課程を修了し				の観定り	を受けた	教育施設に	おいて概定に
校等の名称							
定年月日							
				4	к д	В	
R							
	定年月日	定年月日		Ķ	д	年 月	* Л п

悪グ第 程通一 成	إ
程 通 一   成   一	
	1
信級課	1
のア	
養ナ	•
術続端の電料担	i
及の末基気でた設礎通	
びた設機 通     す       型め備     信	:
びたた。 で で で で で で で で で で の の の の の の の に に に に に に に に に に に に に	
1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
技接   術   業   ○ ○   信通グロナア級一第 工 格講	
○ ○ 信通グロナア級一第 工 格講	
事師	7
□ 信通ルタジデ級一第担 が	
信通合総者 す	1
○   者いけを交証格者技主通電   へ	
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	i
るて受付の者資術任信気  資	_ '

																_							_
別		養	総	養	タ	第	養	タ	第	養	$\Box$	第	養	$\Box$	第					種	養	係	引表第八号
表		成	合	成	ル	_	成	ル	_	成	グ	_	成	グ	_					別	成	\(\frac{1}{2}\)	表
第		課	通	課	通	級	課	通	級	課	通	級	課	通	級						課	3	第
九		程	信	程	信	デ	程	信	デ	程	信	T	程	信	T						程	1	
号			0		0	ジ		0	ジ		0	ナ		0	ナ						0	7	号
	上	時	1		間	5	上	時	1		間	5	上	時	1			0)	信	電	授	+	
講		間	0		以	0		間	0		以	0		間	0			基礎	技	気	業科	1	安
師			U		Ŀ	-			U		Ŀ	_			U			礎			科	1	₹ El
が		以	0			時		以	0			時		以	0				術	通	目	1 F	[작 크
有		間	3		以	7		間	1		以	5		間	2	論	術	た	$\mathcal{O}$	端	及	5	受業科目及び
すべ		以	0		上	5		以	5		上	0		以	0		及	$\otimes$	接	末	び	7	Z Ž
		上	0			時		上	0			時		上	0		び	0)	続	設	授	ì	妥
き資格			時			間			時			間			時		理	技	0	備	業時	1	受業時間
貧		以	6		以	2		以	6		以	2		以	5		法	関	の	端	時	B	侍
格		Ŀ	5		上	5		Ŀ	0		上	5		Ŀ	0		規	す	接続	末	間	F	間
			時			時			時			時			時			9	続	設		_	_
第			間			間			間			間			間			る	に	備		É	第
2 5	上	時	4	上	時	1	上	時	3	上	時	1	上	時	3			計	間	授		:	2
5 条		間	6		間	5		間	1		間	2		間	5				0)	業		,	(第25条関
関		以	5		以	0		以	0		以	5		以	0				合	時		ĺ	舅

注1 た資格を有す 2 総合通信の 及び理論」の授業科 通信及び第一 (2 総合通信の でき	規続端	術続端	成課程の養電	規続端	課程	信の養成	規 続 端	課程	第一級デジタ電	規 続 端	課程	ダ 通信の養成の	規続端
ることとととととととととという。	に 関 する	及び理論のための	基礎信技	に関する	及び理論のための	基礎信技	に 関 する	及び理論のための	基礎気通信技	に 関 する	及び理論のための	基礎信技	に 関 備 の
よって いれ い い い い は 、 の 技 に さ さ さ う こ う こ う こ う う う う う う う う う う う	法接	技接	術	<u>法接</u>	技接	份	法接	技接	術	法接	<u>技接</u>	份	法接
貸一続の			0	0	0	0	0	0	0	0		0	
をア関めの印	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有ナすの を すロな 付 る グ 法 術 し	0		0	0		0	0		0	0		0	0





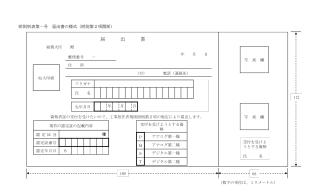
|別表第十一号 資格者証の様式(第38条関係)



注1 理由の機工、技術する事項の数字をして限むこと 2 申報に延り契係者能の何事の機工、おこより記載すること。 10 に交換で機工と対象者指数が可能の場合は、その認識を省略することができる。 (2 次の機工、特別に加めたし、差と名との即と空機を1特別すること。 (2 次の機工、特別に加めたし、差と名との即と空機を1特別すること。 

係) 附則別表第一号

届出書の様式(附則第2項関



氏 名 鈴 木 太 郎

3 生年月日は次により記載すること。 [1 年4日、明治江弘、大芝は丁、昭和はSと赵入すること。 ② 年月日の・『けんの様子が1 肝の場合は、当該1 肝の数字の前に0 を付して2 肝にして記入すること。 (定義例) 昭和 30 年1月7日の場合

生年月日 S 3 年 0 1 0 7

4 認定証番号の欄は、枠内に左詰めとし、数字はアラビア数字を用いること。 (記載例) 認定証番号 2 8 2 0 0 0 6 認定証番号 講 6 0 8 4 7 9

認定証番号 壱 い 3 5 2

5 認定年月日の欄の記入については、注3に準ずること。6 交付を受けようとする資格の欄は、該当する資格の記号1つを○で囲むこと。

換交術技び及備設の話	目科験試るいてし 種二第び電換交内構論理クツヒラト論概	
加体团域地路線合組備	種三第	す関に等機話電属付び及話電換交内構要概備設局 ○1 注
術技のめたの続接線	日信通ターデの等機算計子電部 〇	種四第 対知機基るす関に術技信通気電 規法るす関に話電入
の器機末端換交トツケパ	C	規法るす関に続接線回信通ターデの等機算計子電

種換交線回		<b>ナ )                                   </b>		45 th o 2 h o	Left left (601 Lft -1- 1 )	
技信 週 気 電	規法るず関に続接網換	交トツケパの器機末端換	父トツケハ	何 技 の め た の	続 接 網 猰 父 ト ツ ク	
0						
0						
			0			
			0			=
続接網換交絲	泉回の器機末端換交線回	術技のめたの続接網換交	線回の器機	末端換交線回	識知礎基るす関に	2. 術
				0		
	0					
			種	送伝ターデ衆	公際国	
接等線者入力	11 ターデ衆公際国の器機	終末端送伝ターデ衆公際国				目に
					0	
					0	
					0	
					0	
		0			0	
		0			0	
					0	
種信電際国					0	
種信電際国技信通気電			器機末端送	伝ターデ衆公	0	) 続
		0	器機末端送	伝ターデ衆公	0	)続
技信通気電		0	器機末端送	伝 タ 丨 デ 衆 公	0	) 続
技信通気電		0	器機末端送	伝 タ 丨 デ 衆 公	0	) 続
技信通気電		0	器機末端送	伝ターデ衆公	0	)続
技信通気電		0	器機末端送	伝 タ 丨 デ 衆 公	0	)続
技信通気電		0	器機末端送	伝 タ 丨 デ 衆 公	<ul><li>際国</li></ul>	)続
技信通気電		0	器機末端送	伝 夕 丨 デ 衆 公	0	) 続

線回信電入加際国の等機算計子電	術技のめたの縁	竞接線回信電	富入加際国	の等機算	計子電	識力	印礎 基	るす関に徘
0					0			
					. 2	注[		
					する。除	第月	規法るで	す関に続接
					する試	種の計		
					験科	験の		す関に続接
					は、	科目合		
					○印を付したものと	格者に		
					付 し た	限る。		
					ものと			